第6号様式(差押財産搬出調書)

|  |
| --- |
| 差押財産搬出調書 |
| 年　　月　　日小野町長　氏名㊞下記差押財産の保管を解除し搬出します。この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |
| 滞納者 | 住(居)所 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| (名称、数量、性質及び所在)差押(搬出)財産 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 差押年月日 | 　　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 差押財産搬出調書謄本を受領しました。年　　月　　日立会人(　　　　　　　　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 差押財産搬出調書謄本(保管者あて)を受領しました。年　　月　　日(　　　　　　　　)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

記載要領

一　この調書は、徴収規則第6条第1項の規定により滞納者または第三者(差押時にその財産を占有していた者に限る。)に保管させている差押財産を搬出する場合に作成する。

(注)　差押と同時に差押財産を搬出する場合には、徴収規則第6条第2項の規定により、差押調書に差押財産を搬出した旨を附記し、この調書は作成しなくてもよいこと及び差押財産の搬出に際し捜索をした場合は第4号様式の「捜索調書」を作成し、この調書は作成しないことに留意する。

二　「差押財産搬出調書謄本を受領しました。」の文言のある欄以下2欄のかつこ内の記載要領は、第3号様式の「差押調書」(動産、有価証券用)の記載要領の三、四および五と同様である。

(注)　この場合の立会人は国税徴収法第144条の規定による立会人ではなく、法令に規定はないが、行政措置として搬出の立会人をおくことが望ましいと考えられるためにおかれたものであること。